

事務局整備準備金に関する内規

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

この内規は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）における事務局整備準備金としての基金の趣旨を明確にし、その趣旨に則った運用を図るために制定するものである。

2. 名称

基金の名称を「粉体工学会事務局整備準備金」（以下、準備金という）と称する。

3. 背景

本会は、その前身である粉体工学会の設立の歴史的背景により、一般社団法人日本粉体工業技術協会（以下、協会という）と共同で借室し、事務局を運営している。しかし、今後、本会ないし協会の発展に伴い、事務局の拡大あるいは移転などを含め、現体制を変更せざるを得ない場合が生ずる可能性が考えられる。よって、その場合を想定して、資金的な準備だけは進めておくこととした。

4. 趣旨

本準備金は、将来何らかの事情により、本会の事務局体制や本会の運営に変更が生じるような場合に、その準備および整備のため資金として運用するものとする。

5. 資金の確保

本準備金は、必要に応じて会長が設置する「事務局整備委員会（仮称）」（以下、整備委員会という）で審議し、本会理事会（以下、理事会という）の承認を得て運用する。また、会長は理事会の承認を得て「事務局整備検討委員会（仮称）」（以下、検討委員会という）を設置し、事務局整備に関する予備検討（ケーススタディ）を行うことができる。整備委員会および検討委員会の経費は、理事会の承認を得て、本準備金から支出する。

（附則）

この内規は、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

（付記）

平成30年2月17日 制定（理事会承認）